

2020年度 事業報告書

1. 事業計画等の承認

2020年度事業計画及び収支予算については、2020年3月2日（月）に開催された第22回理事会において決議され、その後2020年3月25日（水）に開催された第18回評議員会において承認された。

2. 事業別活動

(1) 広報等普及事業

2020年度の広報等普及事業については以下のとおり実施した。

a. 広報普及事業

① 国連 CEFACT・国際貿易法制関連 (国連 CEFACT)

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国連 CEFACT 関連会議は春の総会のみがハイブリッド方式（ジュネーブでの対面会議及び Web 会議）で開催（5月4日～5日）され当協会から祁答院包則業務一部長がオンライン参加したが、同時開催を予定していたフォーラムは中止された。

秋のフォーラムは Web 会議のみでの開催（10月5日～16日）となり、我が国からは、

- (i) 農業ドメイン及び運輸ロジスティクス・ドメイン会議に祁答院部長、
- (ii) シングルウインドウ・ドメイン会議に渡邊浩吉シニアアドバイザー、
- (iii) サプライチェーン及び購買ドメイン会議に一般社団法人サプライチェーン情報基盤研究会(SIPS)の菅又久直業務執行理事、
- (iv) 旅行・観光ドメイン会議に NPO 法人観光情報流通機構(JTREC)の鈴木耀夫専務理事
がオンライン参加した。

(AFACT)

アジアの20カ国・地域から構成される AFACT¹については12月に Web 会議が開催され、我が国、マレーシア、台湾、タイ及び国連 ESCAP が参加した。

本会合では AFACT 規約を改正し、5メンバー以上を総会定足数とし、オンラ

¹ AFACT は、Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business（貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会）といい、従来の「アジア EDIFACT ボード (ASEB)」が、平成11年9月の第17回ソウル会議において発展的に改組され、AFACT の略称はそのまま太平洋地域を加え、国連 CEFACT が開発した国際標準等の普及を図るため、非営利、非政治的な団体として活動している。

イン参加を正式参加として認め、来年度のアジア太平洋地域からの国連 CEFAC トラポータとして SIPS の菅又業務執行理事を推薦し、旅行作業グループの議長が JTREC の鈴木専務理事から台湾のアンソニー・チェン氏に引き継がれ、副議長に JTREC の田中幹夫技術アドバイザーが就任することとなった。次年度の幹事は、マレーシアが継続する。

(所感)

2020 年度の国連 CEFAC 総会とフォーラムを総括すると、我が国からの出席はいずれも Web 会議に限られたため、現地で参加各国の Expert とのコミュニケーションを取ることはできなかったものの、Web 会議であるために日本からの新規参加者が増えたというメリットも挙げられる。

我が国が参加する主な活動は、従前からの CEFAC 管理基準の更新や UN/LOCODE の運用活動に、新たに IT 技術（顔認証による個人データの処理プログラムなど）や観光事業（体験プログラム）活動が加わった。CEFAC 全体としては、SDGs の環境問題で多くの議論が行われた。

国内広報普及活動でも、対面式会合は控え、Web 会議を中心に活動した。国際会議（Web 会議）等を通じて入手した貿易関係手続の電子化の動向等を月刊誌に掲載することにより我が国政府関係者、貿易関係業界等に広く提供する等、その普及・促進に向けた活動を行った。

国際貿易法制においても大きな動きがみられ、7 月の NAFTA 後継協定である USMCA 協定発効、11 月の RCEP 協定署名、ブレグジットを受けた 12 月末の EU 英国 FTA 合意があった。このうち、英国が EU 構成国として締結していた FTA の帰結について、EU 英国 FTA 条文が公開されるや直ちに、特惠貿易活用の要となる原産地規則の概要及び詳細について、他の研究・調査機関に先駆けてホームページ及び SNS で「速報記事」として公開するもアクセス数は伸びず、情報発信のあり方を課題として認識した。また、事業者の関心が高かった RCEP 協定原産地規則については、特集記事を 2 回にわたってホームページ及び広報誌に掲載した。

○ 広報誌：200 部／月 1 回（電子メールでの配信：230 件／月 1 回）

○ ウェブサイト：

「エッセイ八丁堀梁山泊」（第 41 話～第 52 話）；

「調査研究 非特惠原産地規則」（11 回連載）；

「RCEP 原産地規則・手続に関する協定条文の概要」（2 回連載）

○ 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会「国際複合輸送業務の手引（第 10 版）」：第 6 章第 4 節「メガ EPA と原産地規則」

② 研修・相談の実施

賛助会員への支援及び当協会と業務上密接な関係を有する団体等への業務協力として原産地規則及び同手続分野における研修・相談を実施した。

- (i) 相談事例としては、関係団体からの累次にわたる難易度の高い協定解釈・歴史的経緯に関する質問に対応した他、賛助会員企業から寄せられた個別相談に対応した。
- (ii) 研修事例としては、要請を受け、研修・講演会等へ講師として今川業務二部長（延べ13人日）を派遣し、メガEPAの発効と特惠貿易実務（原産地規則）及び原産地手続、貿易関係手続の簡素化・電子化等に関する講演を行った。
 - 公益財団法人 日本関税協会主催メガEPA原産地セミナー（基礎編、応用編）（対面2回、オンライン7回）
 - 一般社団法人 日本計量機器工業連合会主催研修会（オンライン1回）
 - メガFTA研究会主催講演会（事前録画1回）
 - 一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会「国際複合輸送士資格認定講座」（対面2回）

③その他

次期総合物流施策大綱の策定に向けて、今後の物流施策の在り方について検討を行ってきた政府の「2020年代の総合物流施策大綱に関する検討会」において、検討委員から、国内物流情報プラットフォーム構想が提案され、データ交換の標準化や配送先事業所コードの導入（日本輸出入者標準コードの転用）等が議論されていたことから、当協会からも関係者に説明を行い、提言には、国際化やデジタル化を視野に入れた標準化の推進として、事業所コードやEDI標準等については、GS1やUN/CEFACTの規格が国際的な標準として機能していることも踏まえた取組を推進する旨等が盛り込まれた。²

b. 制度・電子化調査研究事業

2020年度においては、制度・電子化調査研究事業として以下の事業を実施した。

① 非特惠原産地規則 - 米国、EU及び我が国における主要製品分野に適用される非特惠原産地規則の概要と比較

本件調査に係る当初計画では、米国の非特惠原産地規則だけに焦点を当てて、我が国の主要対米輸出企業からのヒヤリングを含めた調査報告書の作成を企画していたが、コロナ禍によってヒヤリングの実施が事実上困難となった。そのため、調査対象をEU及び我が国規則にまで拡大することで、比較研究として報告書の作成に方針を転換し、日本語で容易に参照することができる日・米・欧の非特惠原産地規則の解説書を作成することとして本調査報告の活用価値を高めることとした。

本調査報告書は、本年度末にホームページ上に公開し、印刷物としても当協会の賛助会員に送付した。今後、官公庁をはじめ、本分野に関心を有する関係団体・機関、企業等に対しても、要請に応じて配布する。

² 「2020年代の総合物流施策大綱に関する検討会」提言
<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201223006/20201223006-1.pdf>

c. その他の事業

① セミナー等開催事業

予定していた対面式大規模セミナーの開催は、年度当初からのコロナ禍での会合自粛の要請もあって、困難な状況に陥った。様子を見て年度の後半に開催することも試みたが、結果的にセミナー開催を見合わせた。

② 技術協力への支援事業

当協会に対し、世界各国の税関などで指導的な役割を果たすことが期待される将来のリーダーのために青山学院大学経営学研究科が世界税関機構（World Customs Organization（WCO））のスポンサーシップの下で提供する国際的な修士課程への協力（講師派遣）が2017年から継続的に要請されており、本年度においてもこれらの技術協力事業に対し、前期に開講される2教科について引き続き支援・協力を実施した。

院生は全員が来日済であったものの、コロナ禍で教室における対面講義の実施が困難となり、各自の宿泊先でのオンライン講義となった。講義内容は、開発途上国税関の幹部職員として貿易円滑化に資する人材を育てるべく、

- 迅速な通関を求めるWTO貿易円滑化協定、取引価格を極力評価額とすべきとするWTO関税評価協定、分類上の世界共通言語としてのHS条約等の解釈、
- 関税の基本的な仕組み、グローバル・バリューチェーンの展開、地域経済体への統合、輻輳するFTAの締結、ブレグジットを始めとする地域経済体からの離脱等が開発途上国の税関に対して及ぼす影響、通関手続のボトルネック化によるバリューチェーンへの参入困難等

について講義を行っている。開発途上国税関による通関手続が迅速化されれば、進出している日系企業にも裨益するものであり、我が国政府が推進する貿易関係手続の簡易化に関する政策立案及びその実施への協力にも合致する。

③ 調査事業等受託

本年度は、平成28年度以降失効していた官公庁への役務提供事業に対する一般競争入札の資格（調査・研究、翻訳・通訳・速記）を取得し、受注した。

(2) 日本輸出入者標準コード事業

日本輸出入者標準コード（以下、「JASTPRO コード」という。）は、NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）における申告者識別コードとして1983年に導入され、当協会は前身の財団法人時代から、その発給・管理業務を一元的に担っている。2013年の一般財団法人移行後も公益目的継続事業として運営しており、事業経費の抑制に努め、発給・管理に係る手数料（登録者実在確認等経費、システム維持管理費、人件費等の見合い）は1コードにつき平均年間1,000円で、1994年から実質的に据え置いている。

2017年10月以降、NACCSの税関輸出入申告手続きに際してはマイナンバー法³に基づく「法人番号」が使用されることとなったが、それ以外のリアルタイム口座等NACCS業務においてはJASTPROコードが必須となっている。そのため、JASTPROコード取得者の「法人番号」と「JASTPROコード」の紐付を行い、税関申告業務では法人番号を補完できるよう対応を図っている。

2020年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大によるコード業務への影響が懸念されたが、新規発給4,501件(対前年度比117.7%)、変更1,846件(対前年度比110.5%)、更新24,764件(対前年度比99.5%)、抹消6,662件(対前年度比85.3%)、手数料収入113,183,910円(対前年度比105.2%)となり、伸長した。緊急事態宣言発令に伴い、窓口営業時間短縮及び入力スタッフ出勤抑制の措置を講じるとともに、来訪者の検温・手指消毒の徹底を図った。一方、業務処理システムはテレワークに対応しておらず、問い合わせも電話が主となっていることから、感染が拡大する中で困難な業務運営が求められたが、幸い職員に感染者の発生はなかった。

以上

³ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）